

## 第75類(ニッケル)から第81類(その他の卑金属)まで

卑金属の中でも、最もよく製品として使用される鉄鋼関連は第72類(鉄鋼)及び第73類(鉄鋼製品)と二つの類が与えられ、一方、チタン(第81.08項)は単独項だけに分類される。第72類(鉄鋼)、第73類(鉄鋼製品)及び第74類(銅・同製品)については、これらの物品に適用される品目別規則を項毎に詳細を説明してきたが、第75類以降に分類される物品については、物品の形状・類型に従って品目横断的に検討された TCRO での審議手法にならって、製品の形状で整理することとする。初めに、関税率表解説を基に、これらの卑金属の性質、用途及び基本的な生産工程を俯瞰する。

### (1) 第75類: ニッケル及びその製品

ニッケルは、比較的硬く、温度1、453度で融解する灰白色の金属で、強磁性を有し、可鍛性及び延性があり、また、耐食性及び耐酸化性がある。ニッケルは、主として合金鋼その他の合金の製造用、通常、電着法による他の金属の被覆用、化学反応における触媒として使用される。純ニッケルの塊は、化学工業設備の製造に広く使用される。更にニッケル及びその合金は、貨幣の製造に使用される。

### (2) 第76類: アルミニウム及びその製品

アルミニウムは、主として第26.06項のボーキサイトから得られる。

抽出の第1段階は、ボーキサイトを純粋な酸化アルミニウム(アルミナ)に変換することである。このために粉碎した鉱石を焼き、水酸化ナトリウムで処理し、アルミン酸ナトリウムの溶液とする。これを不溶解性の不純物(酸化鉄、シリカ等)を除去するためにろ過し、水酸化アルミニウムとして沈殿させ、それを焼いて酸化アルミニウムの白色粉末とする。

第2段階では、熔融氷晶石に溶解した酸化アルミニウムを電解還元することによって金属を抽出する(氷晶石は、ふっ化アルミニウムナトリウムであるが、溶媒としてのみ作用する)。電解は、陰極として作用する炭素を内張りした電解槽で行い、陽極として炭素棒が使用される。アルミニウムは電解槽の底部に沈殿し、そこからサイフォンで吸上げられて、通常、精製されてからブロック、インゴット、ビレット、スラブ、ワイヤバー等に鑄造される。電解をくり返すことにより、高純度のアルミニウムが得られる。

アルミニウムは、また、ある種のその他の鉱石、例えば、白榴(りゅう)石(カリウムのアルミノけい酸複塩鉱物)の処理、アルミニウムくずの再溶解又はスラグ、ドロス等の残留物処理により得られる。

アルミニウムは、青味がかかった白色金属で、軽いのが特徴である。非常に展性に富むので、容易に圧延、引抜き、鍛造、打抜きができ、また鑄造等も容易である。他の軟金属と同様に、アルミニウムは押出し又はダイカストに非常に適している。最近では、はんだ付けも可能である。熱又は電気の非常に優れた伝導体であり、また、非常にすぐれた反射鏡である。

### (3) 第78類：鉛及びその製品

鉛は種として方鉛鉱(天然の硫化鉛鉱でしばしば銀を含有する。)から抽出される。鉱石は、粉碎し、浮遊選鉱した後に、通常焙焼又は焼結し、ついで還元製錬する。焙焼又は焼結の過程において硫化物は、大部分酸化物に変る。製錬過程で酸化物はコークス及びフラックスで鉛に還元される。このような方法で製錬された鉛は“Bullion lead”又は“Work lead”であり、多くの不純物を含有し、しばしば銀を含有している場合がある。従ってこれらは、通常ほぼ完全に純粋な鉛を製造するために更に精製される。

鉛は、また、くずを再溶解することによっても得られる。

鉛は青味がかかった灰色の重い金属で、可鍛性に富み、容易に溶解し、非常に軟らかい(親指の爪で容易にあとをつけられる。)。ほとんどの酸(例えば、硫酸、塩酸)に対して耐酸性を有するので、化学プラントの建設に使用される。

### (4) 第79類：亜鉛及びその製品

亜鉛は、主として第26.08項の硫化亜鉛(閃亜鉛鉱)から抽出されるが、炭酸塩亜鉛及びけい酸塩亜鉛(菱亜鉛鉱、異極亜鉛等)も使用される。いずれの鉱石についても、まず精鉱にし、焙焼して酸化亜鉛(硫化亜鉛及び炭酸塩亜鉛の場合)又は無水けい酸亜鉛(けい酸塩亜鉛の場合)とする。これを熱還元又は電解(けい酸塩亜鉛を除く。)して亜鉛に精錬する。

熱還元法とは、酸化物又はけい酸塩を密封レトルト内でコークスとともに加熱して行われる。亜鉛が蒸発するのに十分な温度になると、蒸留され、凝縮器に入り、大部分がスペルター(spelter)として集められる。この不純物を含有する亜鉛は、直接亜鉛めっきに使用されるか又は種々の方法で精製される。一部の不純物を含む亜鉛がレトルトの延長部に微粉(zinc dust 又は blue powder として知られる。)となって堆積する。最近の改良され

た製法は、立型るつぼで酸化亜鉛を連続還元し、亜鉛を蒸留する方法に基礎を置いている。この方法によりダイカスト合金製造に適する純粋な亜鉛が得られる。

**電解法**では、酸化亜鉛を希硫酸に溶解する。この硫酸亜鉛の溶液は、カドミウム、鉄、銅等を除くことにより注意深く純度を高め、ついで高純度の亜鉛を得るため電解する。

亜鉛は、また、亜鉛くずの再溶解により得られる。

亜鉛は、青味がかかった白色の金属で適当な温度において圧延、引抜き、型打ち、押し出し等の加工ができ、容易に鋳造できる。空気中にさらしても腐食しないので建築用(例えば、屋根用)、他の金属、特に鉄鋼の保護被覆用(例えば、溶融めっき、電気めっき、シエラダイジング(亜鉛やき)、塗布又は吹付けによる。)に供される。

#### (5) 第80類: すず及びその製品

すずは、商業的には第26.09項に属する酸化鋳であるすず石から抽出される。この鋳石は、鋳脈中に又は沖積層中に生ずる。

主要な精錬工程は、次のとおりである。

- (1) 洗浄又は粉砕浮遊選鋳による精鋳の製造
- (2) 硫黄、砒(ひ)素、銅、鉄、タングステン等の不純物を除去するため、ばい焼、磁選又は酸その他の溶剤による酸化物の処理
- (3) 純粋にした酸化すずをコークスで還元し、粗すずを精錬する。
- (4) 粗すずを各種の方法により精製し、ほとんど完全に純粋のすずを製造する。

すずは、また、すずめっき板くずを塩素処理又は電気分解することにより又はすずのくずを再溶解することにより回収される。これらの回収法においても、非常に高純度のすずを得ることができる。純粋なすずは、銀白色で非常に光沢を有する。展性はあまりないが、可鍛性を有し、容易に溶融し、また軟らかい(鉛よりは硬い)。鋳造、槌打鍛造、圧延又は押し出しの加工も容易にできる。すずは、空気中にさらしても腐食しないが、濃酸に侵される。

すずは、主として、他の卑金属、特に鉄鋼へのめっき用(例えば、缶詰産業用のブリキ板の製造)、合金製造用(青銅等)に供する。また、純粋な状態又は合金で、食用工業用の機器及び管、蒸留器用ヘッド、冷蔵装置、工業用貯蔵タンク、はんだ付け用の棒若しくは線、装飾

品、食卓用品(例えば、ピューター)、がん具、オルガン用パイプ等の製造に使用される。はく又はチューブ形容器としての用途もある。

**(6) 第81類:その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品**

この類は、次に記載する卑金属、その合金及びこれらの製品(この表の他の類においてより特殊な限定をして記載されている物品を除く。)に限る。

- (A) タングステン(第81.01項)、モリブデン(第81.02項)、タンタル(第81.03項)、マグネシウム(第81.04項)、コバルト(コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物を含む。)(第81.05項)、ビスマス(第81.06項)、カドミウム(第81.07項)、チタン(第81.08項)、ジルコニウム(第81.09項)、アンチモン(第81.10項)及びマンガン(第81.11項)
- (B) ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム(第81.12項)

この類には、また、サーメットを含む(第81.13項)。

この類又は第15部中の前の類のいずれにも含まれない卑金属は、第28類に属する。この類に含まれる大部分の卑金属は、純粋な状態よりはむしろ主として合金又は炭化物として使用される。

**【品目別規則】 第75類(ニッケル)から第81類(その他の卑金属)までに分類される卑金属**

**(1) 合金**

- 他の形状・類型からの合金への変更には原産性を付与する。

**(2) 精製**

- 未精製の金属からの精製された金属への変更は、亜鉛を除き、原産性を付与する。原産性を付与する精製の精度は、次のとおり。
  - ニッケル: ニッケルのマット又は焼結した酸化ニッケル(第75.01項)への変更で、ニッケルの含有量が75以下から90%以上への変更
  - アルミニウム: 99.9%の精製(スプリット号 ex7601.10(a))
  - 鉛: 所定の条件を満たしたときに鉛の重量が少なくとも99.9%(第78類の号注1)である場合

- すず： 第8001.10号の未精製すずの精製。所定の条件を満たしたときにすずの重量が少なくとも99% (第80類号注1) である場合
- その他： 特定の精製に係る閾値は設定されていない。

(3) くず

- 完全生産品の定義で「くず」に適用されるオタワ型ルールが適用され、「くずが製造又は加工若しくは消費から派生した国」を原産国とする。

(4) フレーク

- 原則として、亜鉛のダストからフレークへの変更の場合を除き、粉以外の形状・類型からの変更で原産性を付与する。しかしながら、第81類の卑金属については、他の全ての形状・類型からの変更により原産性が付与される。

(5) 粉

- 原則として、すずのフレークからの変更の場合を除き、他の形状・類型からの粉への変更により原産性が付与される。アルミニウムについては、ルールが以下のように更に細分化されている。なお、第15部注8 (b) において、「粉」とは、目開きが1ミリメートルのふるいに対する通過率が全重量の 90%以上のもをいうと定義されている。
  - 粉(薄片状のもの) 薄片状のものから粉への変更により原産性が付与される
  - 粉(薄片状のものを除く) 粉からの変更を許容しない

(6) 板、シート、ストリップ及びはく(Plates, sheets, strip and foil)

- 板、シート及びストリップ  
原則として、亜鉛及び第81類のその他の卑金属を除いて、他の形状・類型(「はく」を含む。)からの変更により原産性が付与される。亜鉛及びその他の卑金属において「はく」から「板、シート及びストリップ」への変更が許容されないことを受けて、これらの類においてはスプリット項・号が設置されていない。現実的な加工形態に鑑みれば、「はく」から「板、シート及びストリップ」への加工は想定されない。例外として、第81類においては、関税分類変更がない場合であっても、冷間圧延により原産性が付与される。
  - はく

同様に、亜鉛及び第81類の卑金属からの変更を除き、他の形状・類型(板、シート及びストリップを含む。)からの「はく」への変更は、原産性を付与する行為となる。しかしながら、アルミニウムの「はく」については、次のように細分化されたルールが設定されている。

－裏張りしてないもの

第7607.11号 ー ー 圧延したもの(更に加工したものを除く。) 号変更ルール、ただし、第76.06項からの変更を除く。又は、第76.07項の「はく」への第76.06項からの変更、ただし、使用された材料の厚さにおいて少なくとも25%の縮小があったものに限る。(議長最終提案)

第7607.19号 ー ー その他のもの 項変更ルール

第7607.20号 ー 裏張りしたもの 項変更ルール

なお、「はく」の原産地規則上の定義は一律ではないことに留意すべきである。

◇ ニッケル - 厚さが0.15mm未満(スプリット第75.06項(a))

◇ アルミニウム、すず及び鉛 - 厚さが0.2mmを超えないもの

◇ 亜鉛及びその他の卑金属) - 「はく」と「板、シート及びストリップ」を明確に区別する基準はない

#### (7) 棒、形状(Bars, rods and profiles)

- 原則として、他の形状・類型からの変更は、鉛、亜鉛及びすずを除き、原産性を与える行為となる。鉛、亜鉛及びすずについては、線からの変更を許容しない。一方、ニッケルの非合金の棒、形状は、ニッケル合金の棒、形状を製造するための材料としての使用が許容される。第81類のその他の卑金属については、単なる焼結による棒及び形状の生産は原産性を付与しない。

#### (8) 線(wire)

- (スプリット)項・号の変更、ただし、材料の切断面が少なくとも25%縮小した場合に限る(議長最終提案)。ただし、第81類の卑金属については、スプリット項の変更のみで原産性を付与する。

#### (9) 管(Tubes or pipes)

- 他の形状・類型からの変更によって原産性を付与する。第81類のその他の卑金属については、同じ項・号の管からの変更であっても冷間形成されたものであれば原

産性を与える。また、ニッケルの非合金の管は、ニッケル合金の管の材料として使用できる。

(10) 管用継手(Tube or pipe fittings)

- 他の形状・類型からの変更により原産性が付与される。

(11) ケーブル

- 他の形状・類型からの変更により原産性が付与される。この形状・類型は、第81類の卑金属においてのみ設置されており、スプリット項の変更が合意されている。アルミニウムにおいては、第76.14項に「アルミニウム製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品(電気絶縁をしたものを除く。)」として、ケーブルは線、組ひも等と共に分類され、項変更ルールが合意されている。したがって、アルミニウムにおいては線を材料としたケーブルの製造は原産性を付与しない行為となる。

(12) その他

- 多くの場合に、他の形状・類型からの変更により原産性が付与される。